



長野県報

2月22日(月)
平成22年
(2010年)
第2142号

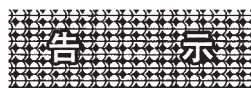
目次

告示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課)	2
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害福祉課)	3
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障害福祉課)	3
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課)	3
公園事業の決定及び公園事業を表示した図書の縦覧(自然保護課)	3
森林法に基づく保安林の指定(森林づくり推進課)	4
基本測量の終了(建設政策課)	4
公共測量の実施(建設政策課)	4
公共測量の終了(2件)(建設政策課)	4
広域連合を組織する地方公共団体数の減少の許可(市町村課)	5
平成21年10月11日執行の安曇野市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決(選挙管理委員会)	5

公告

特定調達契約に係る落札者の決定(管財課)	6
一般競争入札(2件)(管財課)	6
土地改良事業の工事の完了(2件)(農地整備課)	8
一般競争入札(7件)(管財課)	8
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課)	14
一般競争入札(6件)(住宅課)	14
一般競争入札(医療政策課)	19
一般競争入札(砂防課)	20
一般競争入札(8件)(事業課)	21
一般競争入札(高校教育課)	27
一般競争入札(11件)(特別支援教育課)	28
一般競争入札(2件)(教学指導課)	36



長野県告示第67号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成22年2月22日

長野県知事 村井 仁

氏名	診断にあたる障害別	診療を行なう医療機関の所在地及び名称
飯島義浩	肝臓	上田市築地539-2 ついじ内科消化器科クリニック
梅垣光代	肝臓	岡谷市4769 健康保険岡谷塩嶺病院
露久保辰夫	肝臓	飯田市毛賀1707 医療法人輝山会 輝山会記念病院
前本勝利	肝臓	飯田市毛賀1707 医療法人輝山会 輝山会記念病院
由井 弘	肝臓	塩尻市大字棧敷437 塩尻協立病院
中野博文	肢体不自由 腎臓 呼吸器 小腸 肝臓	塩尻市大字棧敷437 塩尻協立病院
西澤守人	肝臓	塩尻市大字棧敷437 塩尻協立病院
古川安之	肝臓	塩尻市大字棧敷437 塩尻協立病院
大野康成	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
原 修	肝臓	飯田市毛賀1707 医療法人輝山会 輝山会記念病院
福岡秀樹	肝臓	飯田市毛賀1707 医療法人輝山会 輝山会記念病院
山浦高裕	肝臓	駒ヶ根市赤穂小町屋10964 こまちや東内科クリニック
植田健治	肝臓	松本市大字芳川村井町12-1 医療法人心泉会 上條記念病院
武川建二	肝臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
小松健一	肝臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
梶川昌二	肝臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
島田 宏	肝臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
落合二葉	肝臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
松浦宏樹	肝臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院

古川賢一	肝臓	飯山市大字飯山226-1 飯山赤十字病院
今井寿生	肝臓	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院
澤野紳二	肝臓	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院
河西 秀	肝臓	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院
百瀬芳隆	肝臓	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院
藤田ひろ子	肝臓	松本市宮淵1-4-5 医療法人弘仁会 藤田医院
吉澤 要	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
上條 敦	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
城下 智	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
小松通治	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
梅村武司	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
一條哲也	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
松本晶博	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
宮崎大吾	平衡 音声・言語 呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
加藤修明	平衡 音声・言語 肢体不自由 呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
中村勝哉	平衡 音声・言語 呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
小平 農	平衡 音声・言語 呼吸器	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
池上俊彦	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
増田雄一	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
中澤勇一	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
三田篤義	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
田中榮司	肝臓	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
永野 聡	肝臓	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院

川嶋 彰	肝臓	岡谷市本町4-11-33 市立岡谷病院
重松 理	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 小腸 免疫 肝臓	上田市鹿教湯温泉1308 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院
榎本 勝彦	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸	松本市野溝西2-3-16 松本中川病院
柳澤 文哉	肝臓	上田市中央西1-2-10 医療法人健救会 柳澤病院
筒井 洋	心臓 腎臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
福本 潤	肢体不自由	上田市中央西1-1-20 安藤病院
折井 幸司	肝臓	松本市白坂1-3-7 折井クリニック
三原 基弘	肝臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
進士 明宏	肝臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
太田 裕志	肝臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
山村 伸吉	肝臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院
庭本 博文	肝臓	松本市笹賀5526-12 医療法人 品川内科医院
滋野 俊	肝臓	上田市緑が丘1-27-21 独立行政法人国立病院機構 長野病院
吉江 春人	肝臓	諏訪市湖岸通り5-11-50 諏訪赤十字病院

障害福祉課

長野県告示第68号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成22年2月22日

長野県知事 村井 仁

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
村上 真基	駒ヶ根市赤穂3230 伊南行政組合 昭和伊南総合病院	上高井郡小布施町大字小布施851 特定医療法人 新生病院

下島 治	安曇野市豊科5685 安曇野赤十字病院	松本市城西1-5-16 社会医療法人 城西医療財団 城西病院
岩下 真喜	上水内郡信州新町大字 上条137 長野県厚生農業協同組合連合会 新町病院	松本市島内4380 医療法人東星会 東城外科
池上 俊彦	長野市松代町松代183 長野県厚生農業協同組合連合会 長野松代総合病院	松本市旭3-1-1 信州大学医学部附属病院
北野 浩二	上田市鹿教湯温泉1308 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター 鹿教湯病院	松本市市上9-26 医療法人 中信勤労者医療協会 松本協立病院

障害福祉課

長野県告示第69号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。

平成22年2月22日

長野県知事 村井 仁

氏名	診療を行う医療機関の所在地及び名称	辞退年月日	理由
荻原 利浩	諏訪市湖岸通り 5-11-50 諏訪赤十字病院	平成21年 9月30日	長野市内医療機関 転勤のため

障害福祉課

長野県告示第70号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

平成22年2月22日

長野県知事 村井 仁

名称	所在地	認定の有効期限
市瀬整形外科	飯田市川路4825	平成25年2月18日

医療政策課

長野県告示第71号

自然公園法（昭和32年法律第161号）第7条第4項の規定により、天竜奥三河国定公園に関する公園事業を次のとおり決定しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び長野県下伊那地方事務所並びに飯田市役所において縦覧に供します。

平成22年2月22日

長野県知事 村 井 仁

決定した公園事業の名称及び事業地の位置

名 称	事 業 地 の 位 置
天龍峡園地	〔区域〕 飯田市川路及び龍江

自然保護課

森林づくり推進課

長野県告示第72号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林に指定します。

平成22年2月22日

長野県知事 村 井 仁

1 保安林の所在場所

中野市大字間山字山ノ神1291、1292、1293の1、1293の2、1294から1301まで、1302・1303（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1307、1309（次の図に示す部分に限る。）、1310から1317まで、1319から1321まで、字烏頭1359の1・1360（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1361、字石ノ塔1408、1410、1411の口、1412、1414、1415、1419の口、1420から1424まで、字西山1492、1493の口、1494の1、1494の2、1495の1、1495の2、1496から1499まで、1500の2、1501の1、1501の4、1502の1、1502の口、1503のイ、1503のロ、1504、1505のイ、1505のロ、1506の1、1506の2、1507の1、1507の2（次の図に示す部分に限る。）、1508の1、1508の2・1509の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1509の2、1510、1511の1（次の図に示す部分に限る。）、1511の2、1513、1514のロ、1515の1、1516の1、1516の3、1517の1（次の図に示す部分に限る。）、1517の2、1518の1（次の図に示す部分に限る。）、1518の3、1519から1523まで、1524のイ、1524のロ、1524のハ、1525、1527の1、1529、1530の1（次の図に示す部分に限る。）、1530の2、1531、1532（次の図に示す部分に限る。）、1533から1536まで、1537の1、1538の口の1（次の図に示す部分に限る。）、1538の口の3、1541、字沼ノ入1542、1543、1548、1556、1557、1558の1、1558の2、1559の1、1559の2、1564、1572、1573の1・1574（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1578、1579のイ、1579のロ、1580、1581のイ、1581のロ、1582、1584の1、1584の2、1585の1、1585のロ、1586、1587の2、1588の2

2 指定の目的

干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

長野県告示第73号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律188号）第14条第3項の規定により告示します。

平成22年2月22日

長野県知事 村 井 仁

1 作業種類

基本測量（火山変動測量）

2 作業期間

平成21年7月1日から平成22年1月31日まで

3 作業地域

北佐久郡軽井沢町

建設政策課

長野県告示第74号

池田町長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年2月22日

長野県知事 村 井 仁

1 作業種類

公共測量（数値地形図修正）

2 作業期間

平成21年10月26日から平成22年3月25日まで

3 作業地域

北安曇郡池田町

建設政策課

長野県告示第75号

御代田町長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年2月22日

長野県知事 村 井 仁

1 作業種類

公共測量（3級水準点 移転・復旧）

2 作業期間

平成22年1月8日から平成22年2月15日まで

3 作業地域

北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第76号

生坂村長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年2月22日

長野県知事 村 井 仁

1 作業種類

公共測量（デジタル撮影）

2 作業期間

平成21年9月8日から平成22年1月29日まで

3 作業地域

東筑摩郡生坂村

建設政策課

長野県長野地方事務所告示第2号

長野県後期高齢者医療広域連合長から申請のあった長野県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体数の減少については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成21年9月30日付けで許可しました。

平成22年2月22日

長野県長野地方事務所長 小林 守 夫

市町村課

選告示第4号

平成21年10月11日執行の安曇野市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対して、当委員会は、次のとおり裁決しました。

平成22年2月22日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

裁 決 書

長野県安曇野市明科七貴4646番地3

審査申立人 矢 嶋 俊 明

上記審査申立人から、平成21年12月16日に提起された同年10月11日執行の安曇野市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における選挙の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立てを却下する。

審査申立ての要旨

審査申立人（以下「申立人」という。）は、平成21年10月11日執行の本件選挙における選挙の効力に関し、安曇野市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対して異議の申出をしたところ、市委員会が同年11月20日にこれを棄却する旨の決定をしたので、この決定を不服として、当委員会に対し、本件選挙は無効である旨の裁

決を求め、審査の申立てをしたものである。

裁 決 の 理 由

選挙の効力に関する審査の申立てが許されるのは、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第202条第2項の規定により異議の申出の決定書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から21日以内に限られており、異議申出人が審査の申立てをする場合、この期間の起算日は異議の申出の決定書の交付を受けた日とされている。

申立人が異議の申出の決定書の交付を受けた日は、市委員会の記録及び調査によれば平成21年11月21日と認められるが、仮にそうでもないとしても、遅くとも同月24日であることが強く推認される。

この結果、申立人が審査の申立てをすることができるのは遅くとも同年12月15日までであるが、本件審査申立書が郵送により当委員会に到達したのは同月16日であり、法定の期間を経過した後であった。

したがって、当委員会は、この審査の申立てを不適法なものと判断し、却下せざるを得ない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成22年2月16日

長野県選挙管理委員会委員長 松 葉 邦 男

選挙管理委員会